

仕 様 書

1 件名

安佐出張所仮設期日前投票所及び仮設当日投票所の設置に係るプレハブ建物等の賃貸借

2 設置場所

広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地1 安佐出張所敷地内（別紙位置図のとおり）

3 賃貸借期間（使用期間）

令和7年10月23日（木）から令和7年11月9日（日）まで

4 設置期限

(1) 設置期限：令和7年10月22日（水）まで

(2) 撤去期限：令和7年11月14日（金）まで

5 賃貸借の対象となるプレハブ建物等の内訳

前記2の設置場所に、次のとおりプレハブ建物等設備及び備品等を設置する。

(1) 投票所用プレハブ建物等設備 一式

ア 基礎

- ・ 建物の基礎については、建築基準法に適合する基礎施工又はプレハブメーカーが独自で行った構造計算等により、構造上の安全性が担保される施工とすること。
- ・ 基礎の位置は、プレハブ建物を配置する場所を考慮の上、設置すること。
- ・ 関係諸法令に基づき適正な基礎を築くこと。

イ プレハブ建物

- ・ 鉄骨ラーメン構造 平屋建
- ・ 桁 5,600mm×妻 2,300mm×天井高 2,200mm 程度のプレハブユニットを4棟組み合わせ、延べ面積が 50 m²以内のものとする。
- ・ 屋根材 カラー鉄板+コンパネ 以上（断熱性に優れていること）
- ・ 外壁材 カラー鉄板+コンパネ 以上（防音性に優れていること）
- ・ 床 材 カラー合板（t=12） 以上（耐水性に優れていること）
- ・ 建 具 窓 アルミサッシ 引き違い窓 4か所（施錠できること）
出入口 アルミサッシ 引き違い戸 2か所（施錠できること）
- ・ 照 明 蛍光灯（40W×2灯） 12か所
- ・ 換気扇 3か所

ウ スロープ、踊場等

- ・ 北西側出入口（投票者出入口）にスロープ及び踊場を設置すること。
- ・ 照明設備（蛍光灯40W×1灯）を2か所設置すること。
- ・ スロープは、幅 1,500mm 程度で、勾配は1/15程度（もしくは、別表1の「緩和勾配一覧表」の基準による。）とし、表面は雨天時等にも滑りにくい材料で仕上げること。

- ・ 踊場は、プレハブ建物とスロープの間に設け、幅 1,500mm×長さ 1,800mm 程度とする。
- ・ スロープ等に手すりを取り付けること。高さは床面より 750mm 程度とし、プレハブ建物の向かい側に取り付けること。
- ・ 車椅子が脱輪しないように配置すること。

エ 庇、囲い等

- ・ スロープ及び踊場は、波板等により上部（高さ 2,300mm 程度）及び側部（出入口を除く。）を囲うこと。また、囲いを設置するために必要な造作を施すこと。
- ・ 職員出入口に雨よけの高さ 2,300mm 程度の庇を設けること。
- ・ プレハブ建物との接合部の防水に留意するとともに、庇の傾斜の向き等を調整することにより、庇からの雨水が入退場者にかかりにくくなるように工夫すること。

オ プレハブ建物への分電盤の設置及び電気の配線等

以下の設備の稼動に必要な容量を最低限備えるものとする。

- ・ 照明設備（蛍光灯(40W×2灯)×12か所)
- ・ 換気扇（3か所）
- ・ プレハブ建物に設置するエアコン（2馬力以上のもの×3台）
- ・ スロープの照明設備（蛍光灯(40W×1灯)2か所）
- ・ パソコン（65W×3台）
- ・ プリンター（1,256W×1台）

カ 配線

中国電力㈱の電柱から安佐出張所敷地内に設置されたプレハブ建物の分電盤へ、架空線により最短かつ安全に電線を引き込むものとする。

キ その他

- ・ 中国電力㈱への臨時工事の申請（申請は作業日程にあわせて事前に行うこと。また、臨時工事の実費負担を含む。）を行うこと。
- ・ 中国電力㈱の電柱から電話回線を引き込むための引込口を、分電盤付近に1か所設けること。
- ・ コンセント（15A×2）8か所設置すること。なお、位置については別途協議する。
- ・ エアコン用の電気の配線及び配管を整備すること。

(2) 備品等

- ・ エアコン 3台（壁掛式2馬力以上のもの）
- ・ 長机 12台（長さ1,800mmを7台、1,200mmを5台(ともに幅450mm、高さ700mm程度)）
- ・ パイプ椅子 19脚
- ・ ベルトインパーテーション 6本
- ・ 間仕切りパネル 5枚（幅900mm程度）
- ・ 目隠し用カーテン 1個
- ・ ブラインド 4セット（窓4か所）
- ・ カーテン 2セット（出入口2か所）
- ・ 携帯電話 1台（契約等の手続及び通話料等のすべての経費を含む。）

6 特記事項

- (1) この仕様書に疑義が生じた場合は、本市の指示に従うこと。ただし、この仕様書に明記のない事項であっても当然必要と認められるものについては、受注者の責任及び負担において行い、本市に報告すること。
- (2) 火災・天災地変により、プレハブ建物等が焼失し、又は損傷を受けたときは、本市と受注者で協議の上、プレハブ建物等を原状に復旧すること。
- (3) 基礎の設置に当たっては、敷地の機能を損なうことのないよう十分配慮すること。
- (4) 撤去の際にできるだけ早く原状に復せるよう設営すること。
- (5) 受注者は、本市から修繕等の依頼を受けたときは、直ちに適切な処置をとること。
- (6) 物件は、全て関係諸法令に準拠すること。また、関係諸法令に基づき必要となる手続き等は、全て受注者の負担で処理すること。
- (7) 設営等に当たっては、安全に十分注意し、トラブルが生じないようにすること。万一、事故が発生した場合は、その事故に関する一切の責任は受注者が負うものとする。
- (8) 上記3及び4の賃貸借期間、設置期限及び撤去期限は、広島県知事選挙の公示日が令和7年10月23日（木）、選挙期日が令和7年11月9日（日）を想定した場合の者であり、公示日等が当該期日以外の期日となった場合の賃貸借期間、設置期限及び撤去期限については、本市が別に指示するので、これに従うこと。

別表1（緩和勾配一覧表）

高低差	勾配
7.5 cm以下	1/10 以下
5.0 cm以下	1/9 以下
3.5 cm以下	1/8 以下
2.5 cm以下	1/7 以下